

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（金属熱処理業職種）に係る意見募集に対して寄せられた御意見等について

令和 5 年 10 月 31 日
出入国在留管理庁
厚生労働省

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（金属熱処理業職種）について、令和 3 年 10 月 26 日（火）から令和 3 年 11 月 24 日（水）まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見を 2 件（※）いただきました。

（※）提出意見の件数は、意見提出者数で計算しています。

お寄せいただいた御意見については、適宜要約等の上、とりまとめており、パブリック・コメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも法務・厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

回答番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	職種等を追加する際、その職種等を追加する根拠（その職種に従事する、現在の労働者数、今後の見込み、適正労働者数など）を明示してほしい。	移行対象職種・作業を追加するには、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、厚生労働省が開催する、学識経験者と労使からなる「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）において、 ① 同一の作業の反復のみではないこと ② 送出国の実習ニーズに合致すること（修得等させる技能等が技能実習生の本国において修得等が困難なものであること等） ③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること 等の要件を満たすことについて、了承を得ることとされています。なお、金属熱処理業職種の追加も専門家会議で了承されたところです。 また、専門家会議の議事要旨は、厚生労働省ホームページで公表されております。

2	職業能力開発協会において金属熱処理（一般熱処理作業）の技能検定が行われていることから、試験は職業能力開発協会が実施したほうがいいのではないかと。技能実習評価試験は技能検定試験よりも受験料が高いことが多く、実習実施者の負担になる。もし、金属熱処理（一般熱処理作業）の技能検定の試験範囲が全体熱処理作業、表面熱処理作業などと乖離しているのであれば、一般熱処理作業も技能実習の職種に追加していいのではないかと。	海外の実習ニーズ等を踏まえ整理した技能実習における職種追加の基準と技能検定試験の追加基準とは異なり、技能実習と技能検定の職種は必ずしも全て一致していないところ、今回追加した金属熱処理業職種については、関係業界内や専門家会議における議論等を踏まえ、技能実習評価試験を実施することとしたものです。 なお、受験料の額は、受験料による収入と試験業務に要する支出との間で均衡を図ることにより、実費相当とすることとなっています。
---	---	--